

# 愛知豊明花き地方卸売市場業務規程

愛知豊明花き流通協同組合

# 目 次

第 1 章	総 則 (第 1 条～第 4 条)	1
第 2 章	市場関係事業者	1
第 1 節	卸売業者 (第 5 条～第 10 条)	1
第 2 節	買受人 (第 11 条～第 14 条)	2
第 3 節	関連事業者 (第 15 条～第 18 条)	3
第 3 章	売買取引及び決済の方法 (第 19 条～第 29 条)	4
第 4 章	卸売の業務に関する品質管理 (第 30 条)	7
第 5 章	市場施設の使用 (第 31 条～第 36 条)	7
第 6 章	管理 (第 37 条から第 45 条)	8
第 7 章	愛知豊明花き地方卸売市場取引委員会委員 (第 46 条～第 51 条)	10
附 則		11

# 愛知豊明花き地方卸売市場業務規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定に基づき愛知豊明花き流通協同組合（以下「開設者」という。）が開設する愛知豊明花き地方卸売市場（以下「市場」という。）の業務の運営、施設の管理その他必要な事項を定めるものとする。

### (開場の期日)

第2条 市場は、8月13日から8月15日及び12月30日から翌年1月3日までを除き、毎日開場するものとする。

2 開設者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (開場の時間)

第3条 市場の開場の時間は、次に掲げるとおりとする。

ただし、開設者は、市場業務の運営上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

午前0時から午後12時まで

2 開設者は、開場の期日、時間を変更しようとするときは関係者に周知すること。

### (業務規程の変更)

第4条 開設者は、業務規程を変更（軽微な変更を除く）しようとするときは、県知事の認定を受けなければならない。

2 開設者は業務規程の変更をしようとするときは、予め第47条の規定により市場取引委員会の意見を聞くものとする。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

#### (卸売業者)

第5条 市場における卸売業務は、開設者の承認を得た卸売の業務を行う者（以下「卸売業者」という。）が行うものとする。

(せり人の資格等)

- 第6条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人資格は、せりを遂行するのに必要な経験及び能力を有する者で、当該卸売業者がせり人として開設者に登録した者でなければならない。
- 2 卸売業者は、前項により資格を有する者をせり人としたときは、次の各号に掲げる書類を添付し、開設者に登録申請をしなければならない。
- (1) せり人の氏名、生年月日及び住所
- (2) 登録を受けようとするせり人の履歴書
- 3 せり人登録の有効期間は、登録の日から退職等で職務が遂行できなくなったとき、又は、卸売業者からのせり人登録の取り消し申請に基づき、これを開設者が認めたときまでとする。

(せり人登録の取り消し)

- 第7条 開設者は、卸売業者が当該せり人に係る登録の取り消しを申請したときは、その登録を取り消すものとする。

(事業の報告)

- 第8条 卸売業者は、法第13条第5項第5号の表の五の項(二)の規定により、事業報告書を毎事業年度終了後90日以内に開設者に提出しなければならない。

(事業報告書写しの閲覧)

- 第9条 卸売業者は、事業報告書の提出後、報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを年度ごとに作成し、1年間主な事業所に備付け、関係者から閲覧の申出があった場合は、正当な理由がなければ拒めないものとする。

(運営状況の報告)

- 第10条 開設者は、法施行規則第30条に規定する法第12条第1項の規定による運営状況報告書(卸売市場法施行細則様式第10)を、毎年度経過後4月以内に県知事に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、第8条の事業報告書を添付しなければならない。

## 第2節 買受人

(買受人)

- 第11条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、卸売業者の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、卸売業者の別に定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を卸売業者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、商号及び住所
- (2) 法人の場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 卸売を受けようとする花きの買受見込高
- (4) その他必要な事項

3 卸売業者は、前項の申請書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき
- (2) 申請者が第12条の規定による承認の取り消しを受け、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき
- (3) 申請者が卸売の相手として必要な知識及び資力信用を有しない者であるとき

(買受人の承認の取り消し)

第12条 卸売業者は、買受人が前条第3項第1号若しくは第3号に該当すると認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(名称変更等の届出)

第13条 買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を卸売業者に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 法人の場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名を変更したとき。
- (3) 買受人としての業務を廃止しようとするとき。

2 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を卸売業者に届け出なければならない。

(買受人の届出)

第14条 卸売業者は、第11条の買受人の承認をし又は第12条の承認の取消し若しくは第13条の変更等の届出があった場合は、遅滞なく開設者に届出なければならない。

### 第3節 関連事業者

(関連事業の承認)

第15条 市場において関連事業（取扱品目以外の卸売の業務、市場取扱品目の保管・運送等の業務、その他市場機能の充実に資する業務又は市場の利用者の便益を提供する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、開設者の別に定めるところにより、次の事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、商号及び住所

- (2) 法人の場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 関連事業の内容

(関連事業者の保証金の預託)

第16条 前条第1項の規定により承認を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、その承認の通知を受けた日から起算して30日以内に保証金を開設者に預託しなければならない。

ただし、開設者の組合員である事業者にあっては、この限りでない。

- 2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。3第1項の保証金の額は、開設者が別に定める。

(関連事業の承認の取消し)

第17条 開設者は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第15条第1項の承認を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに前条第1項の保証金を開設者に預託しないとき
- (2) 正当な理由がないのに保証金を預託した後速やかに業務等を開始しないとき

(名称変更等の届出)

第18条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称、商号又は住所を変更したとき
- (2) 法人の場合にあっては、資本若しくは出資の額又は役員を変更したとき
- (3) 関連事業を開始し、休止し、又は再開したとき
- (4) 関連事業を廃止、又は解散しようとするとき

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第19条 地方卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第20条 市場において行う卸売については、次に掲げる売買取引の方法によらなければならない。  
せり売若しくは入札の方法又は相対取引若しくは買付取引

(差別的取扱の禁止)

第21条 開設者及び卸売業者は、市場における業務に関し、出荷者及び買受人その他市場の利用者に対して不当に差別的な取扱をしてはならない。

(受託契約約款)

第22条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、次に掲げる事項を規定する受託契約約款を定めることができる。

- (1) 委託物品の受渡しに関する事項
- (2) 委託物品の保管に関する事項
- (3) 委託物品の手入れ、加工等に関する事項
- (4) 受託場所に関する事項
- (5) 送り状又は発送案内に関する事項
- (6) 委託物品上場に関する事項
- (7) 販売条件の設定、変更及びその取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
- (9) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (10) 売買仕切金及び仕切書に関する事項
- (11) 前各号のほか重要な事項

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、開設者の承認を受けるものとする。また、これを変更したときも同様とする。

(卸売物品の買受人の明示及び引取り)

第23条 卸売業者は、卸売をした物品について、買受人が明らかになるように措置するものとする。

- 2 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品をすみやかに引き取らなければならない。
- 3 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 4 卸売業者は、前項の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格に係る価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む)が第1項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を買受人に請求することができる。

(買受人の業務の規則)

第24条 買受人は、市場内において、花き等について販売の委託を受け、又は市場の卸売業者以外の者から花き等を買入れて販売してはならない。

ただし、買受人が花き等を市場の卸売業者から卸売を受けることが困難な場合であって、開設者が市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書きの承認を受けようとする買受人は、開設者の別に定めるところにより、申請書を開設者に提出しなければならない。

(売買取引の制限)

第25条 開設者は、市場におけるせり売り又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を指示することができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認められるとき。
  - (2) 不当な価格を生じたとき、又は生じるおそれがあると認められるとき。
- 2 開設者は、市場における売買取引について、卸売業者又は買受人等が次の各号のいずれかに該当するときは、市場における売買取引に参加することを差し止めることができる。
- (1) 売買取引について不正又は不当な行為を行ったとき
  - (2) 買受代金等の支払を怠ったとき
  - (3) 市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為をしたとき

(卸売予定数量等の公表)

- 第26条 開設者及び卸売業者は、卸売の開始されるときまでに、その日に卸売される主要な物品の品名及び数量を市場内に掲示等するものとする。
- なお、当日に卸売された主要な物品の品名、数量及び卸売価格の表示も同様とする。
- 2 卸売業者は、前項に定める事項のほか、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領金額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額も併せて行うものとする。

(売買仕切書及び代金決済)

- 第27条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対しすみやかに当該卸売をした物品の品名、等級、数量、単価及び委託手数料等を明記した売買仕切書、又はこれに変わるものを送付又は開示するものとする。
- 2 売買代金の支払は、毎月15日及び月末に締め、各々締め日から10日以内に現金又は口座振込により支払わなければならない。
- ただし、特約のある場合はこの限りでない。
- なお、買付取引の場合も同様とする。

(買受代金の支払義務)

- 第28条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買受けた物品の代金(買受けた額に消費税及び地方消費税に相当する額を上乗せした額とする。)を現金又は口座振込により支払わなければならない。
- ただし、卸売業者が買受人等と支払の猶予の特約をしたときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書きの支払猶予の特約は、その買受人等に対して不当な差別的な取扱いとなるもの、又は卸売業者の財務の健全性を損なうものであってはならない。

(売買取引の条件の公表)

- 第29条 卸売業者は、法施行規則第20条に定めるところにより、売買取引の条件をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。



## 第4章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第30条 開設者は、取扱品目の卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を別に定める。

- (1) 取扱品目
- (2) 設定温度と温度管理に関する事項
- (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、その他の市場関係者は、前項の別に定める物品の品質管理の方法に従わなければならない

## 第5章 市場施設の使用

(施設の使用指定等)

第31条 卸売業者、買受人及び関連事業者が市場内で使用する土地、建物、駐車場、その他施設(以下「市場施設」という。)の位置、面積、期間、その他の使用条件は、開設者がこれを定める。

- 2 市場施設の使用の承認を受けようとする者は、開設者の別に定めるところにより、申請書を開設者に提出しなければならない。
- 3 前項の承認を受けた者は、承認を受けた日から起算して30日以内に、開設者が別に定める保証金を預託した後でなければ市場施設を使用してはならない。

(転貸等の禁止)

第32条 市場施設の使用について、前条第1項の規定により市場施設の指定又は承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の全部又は一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。

ただし、特別の理由により開設者の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 市場施設は、その本来の用途以外の用途に使用してはならない。

ただし、特別の理由により、開設者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状変更の禁止及び補修弁済)

第33条 市場施設の使用者は、開設者の承認を受けないで市場施設に建築、造作若しくは模様替えをし、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

ただし、特別な理由により、施設の変更の承認を受けようとするときは、開設者が別に定めるところにより、申請書を提出しなければならない。

- 2 市場施設の使用者が開設者の承認を受けて当該施設に建築、造作若しくは模様替えをし、又は原状に変更を加えたときは、開設者は、使用者に対して返還の際、原状回復を指示し、そ

れに要する費用は使用者が負担しなければならない。

- 3 市場施設を故意又は過失により滅失若しくは損傷した者は、その補修をし、又はそれに代わる費用を弁済しなければならない。

(指定又は使用承認の取消しその他の制限)

第34条 開設者は、市場施設の整備、業務の監督、環境の保全その他市場の管理上必要があると認めるときは、当該施設の利用者に対し、市場施設の指定又は使用承認の全部又は一部を取消し、若しくは変更し、又は利用の制限、停止その他必要な措置を指示することができる。

(市場施設の返還)

第35条 利用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務の承認の取消しその他の理由により市場施設の利用資格が消滅したとき、利用者、相続人又は清算人は、すみやかにその旨を申し出て、開設者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、特別の理由により開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料等)

第36条 市場施設の利用者は、別に掲げる使用料(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)を開設者に納付しなければならない。

ただし、開設者は、公共団体の利用その他特別の理由があるときは、これを減免することができる。

- 2 利用者が承認を受けて使用する施設における電気、ガス、水道等の費用は、利用者の負担とする。
- 3 開設者は、市場施設の保持、保全を図るために必要があると認めるときは、市場入場車両等に施設保全使用料としての負担金を徴収することができる。
- 4 前各号に定めるもののほか、使用料等について必要な事項は別に定める。

## 第6章 管理

(報告及び検査)

第37条 開設者は、市場業務の適性かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、その業務又は会計に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定する者に取引参加者に立ち入り、その業務若しくは会計について検査させることができる。

(改善措置)

第38条 開設者は、取引参加者の業務の適性かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、それぞれ当該業者に対し、その業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を指示することができる。

(監督措置)

第39条 開設者は取引参加者がこの業務規程又はこれに基づく措置に違反したときは、その業務の区分に応じ承認の取消し、又は6月以内の期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止又は市場への入場停止等の措置をとることができる。

2 開設者は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を指示することができる。

(1) この業務規程又はこれに基づく措置に違反したとき

(2) せり売りに関して委託者又は買受人等と気脈を通じて不当な措置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をしたとき

(3) その職務に関して委託者又は買受人等から金品その他の利益を収受したとき

(4) その他市場においてせり人としての職務に公正さを欠く行為があったと認めるとき

3 卸売業者、買受人又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務に関しこの業務規程又はこれに基づく措置に違反する行為をしたときは、その行為に対し6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、買受人又は関連事業者に対しても第1項の規定を適用する。

(無許可営業の禁止)

第40条 卸売業者、買受人及び関連事業者が、それぞれの承認を受けた業務を行う場合及び開設者が必要と認めて承認した者が当該承認に係る業務を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

(市場への出入等に対する指示)

第41条 市場への出入、市場施設の使用、又は物品の搬入、搬出、及び場内の運搬については、開設者の指示に従わなければならない。

2 開設者は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出、及び場内の運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第42条 市場施設の利用者及び入場者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為をしてはならない。

2 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者(車輛を含む)に対し入場の制限その他適当な措置をとることができる。

(清潔等環境の保持)

第43条 市場施設の利用者及び入場者は、自己の商品、容器その他の物件の整理に留意し、常に市場施設の清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 何人もごみその他の廃棄物を市場内に持ち込んで서는ならない。

- 3 開設者は、市場の清潔等環境の保持を図るため必要があると認めるときは、施設の使用者及び入場者に対し適当な指示又は措置をとることができる。

(承認等の条件)

第44条 この業務規程による承認又は指定には、必要な条件を付すことができる。

(関係規定の制定)

第45条 この業務規程の施行に関して必要な事項は、開設者が別に定める。

## 第7章 愛知豊明花き地方卸売市場取引委員会

(愛知豊明花き地方卸売市場取引委員会の設置)

第46条 市場における市場管理運営及び売買取引等に関し、必要な事項を調査審議させるため、愛知豊明花き地方卸売市場取引委員会（以下「取引委員会」という。）を設置するものとする。

(取引委員会の任務)

第47条 取引委員会は、市場管理運営の円滑化、効率化又はこの業務規程の変更（必須事項に係る事項のうち協議を要する事項に限る。）に当たり、同委員会を開催し協議する。

(組織)

第48条 取引委員会は15名以内で組織する。

- 2 取引委員会は、卸売業者、生産者、買受人、利用者及びその他学識経験者のうちから、開設者が委嘱するものとする。

(取引委員の任期)

第49条 取引委員の任期は2年とし、任期満了時に特別な事情がない場合は継続することができる。

(議長の選任)

第50条 取引委員会には、委員の互選によって定めた議長職を置き、会務を総括する。

(庶務)

第51条 取引委員会の庶務は、開設者において処理する。

## 附 則

この業務規程は、平成8年3月1日から施行する。

### 改 正

平成9年4月1日

消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴う改正

平成12年4月1日

卸売市場法施行規則の一部改正に伴う改正

平成13年4月1日

市場経営の見直しに伴う一部改正

平成14年4月1日

市場経営の見直しに伴う一部改正

平成15年8月22日

市場経営の見直しに伴う一部改正

平成16年9月1日

市場経営の見直し及び切花卸業務開始に伴う一部改正

平成17年9月28日

卸売市場法の一部改正に伴う改正

平成20年3月27日

売買取引の方法の見直し等に伴う一部改正

平成31年2月11日

業務規程見直しによる一部改正（第34条）

令和2年6月21日

市場法改正及び県条例廃止等に伴う改正

令和5年3月13日

業務規程見直しによる一部改正（第25条）